

## 答　　申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当有期認定通知に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1　審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成 3 0 年 2 月 5 日付けで行った、法 5 条 1 項の規定に基づく特別児童扶養手当有期認定通知（以下「本件処分」という。）について、有期期限を平成 3 0 年 1 1 月までとした部分を不服として、その変更を求めるといふものである。

### 第 3　請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり主張し、これらのことから本件処分の変更を求めている。

食事以外はほぼ全て介助が必要であり、危険物を認識できず、見守りが必要であり、状況的には悪く、特に体が大きくなり力が強くなった分、問題行動を抑えることが難しくなっている。にもかかわらず、前回認定で有期 3 年だったが 1 年に短縮されている。また、審査医コメントにて、次回有期更新時に現在の障害状況と同程度の場合、非該当になる可能性が示唆されている。なぜ、次回以降非該当となる可能性があるのか、納

得できない。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年6月22日	諮問
平成30年8月17日	審議（第24回第4部会）
平成30年9月18日	審議（第25回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 手当は、法3条の規定に基づき、障害児の父又は母が障害児を監護するとき等に、その父又は母等に対して支給されるものであり、支給要件に該当する程度の「障害児」について、法2条1項は、「20歳未満であって、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう」ものとし、同条5項は、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める」ものとしている。

そして、法5条1項は、手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事の認定を受けなければならないとしている。

- (2) 政令1条3項の規定に基づく政令別表は、法2条5項に規定する

障害等級の各級の障害の状態を定めており、政令別表に該当する程度の障害の認定基準として、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日付児発第576号厚生省児童家庭局長通知）別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）が定められている。さらに、認定要領2・(6)は、各傷病についての障害の認定は、認定要領別添1「特別児童扶養手当障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）により行うとし、認定要領3・(1)は、障害の認定に係る審査について、都道府県においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師（本件においては、審査医）を置くこととしている。

- (3) 認定要領2・(4)は、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書等によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施した上で適正な認定を行うこととしている。

そして、認定要領2・(5)は、障害の程度について、その認定の適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行うこととし、障害の程度について、その状態の変動することが予測されるものについては、その予測される状態を勘案して認定を行うこと、精神疾患（知的障害を含む）等で障害の原因となった傷病がなおらないものについては、原則として当該認定を行った日からおおむね2年後に再認定を行うこととしているが、その他必要な場合には、適宜必要な期間を定め、再認定を行うこととし、過去の判定経歴、年齢、育成医療等の受療状況など、障害程度の変動の可能性等を十分に勘案して再認定期間を定めることとしている。

受給資格者に対し有期認定を行った場合で、当該受給資格者が認定期間後も引き続き手当を受給しようとする場合の手続きは、当該受

給資格者からの認定の請求（法施行規則1条）に基づき行われるものではないが、認定要領2・(5)・エは、再認定を行う場合は「児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法における有期認定の取扱いについて」（昭和42年12月19日付児発第765号厚生省児童家庭局長通知）により行うものとしているところ、同通知3・(2)によれば、上記有期認定に係る場合についても、受給資格者は医師の診断書を提出することが求められると解されるから、この場合の再認定の判断についても、上記診断書の記載内容全般を基に、これを総合的に考慮して行われるべきものであると解される。このため、本件診断書の記載内容を基にした判断に違法又は不当な点が無ければ、本件処分を取り消し、又は変更する理由があるとはできない。

なお、法39条の2の規定により、法の規定に基づき都道府県が処理するとされている事務は、法定受託事務であるとされているところ、認定要領、認定基準及び上記局長通知は、地方自治法245条の9第1項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

- (4) 本件児童の障害の認定については、提出された診断書が様式第4号（知的障害・精神の障害用）であることから、認定基準第7節「精神の障害」に基づいて行うこととなる。

精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」を1級、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」を2級に該当するものと認定するとし、認定に当たっては、具体的な日常生活状況等の生活上の困難を判断するとともに、その原因及び経過を考慮するとしている（認定基準第7節・1）。

また、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」及び「発達障害」に区分するものとされ（認定基準第7節・2）、区分ごとに認定の基準が定められている。

- 2 これを本件についてみると、本件診断書によれば、本件児童の障害の原因となった傷病名は「自閉スペクトラム症 ICD-10コード（F84）」（別紙1・1）と、合併症は「精神障害 知的障害」（別紙1・3）と記載されているが、「知的障害」の場合、「標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当する」とされているところ（認定基準第7節・2・D・(2)）、本件児童の知能指数（IQ56）が50を超えていることから（別紙1・7・(1)）、知的障害の程度は軽度であり、その障害の認定に際しては、「知的障害」ではなく、「発達障害」（認定基準第7節・2・E）の基準に基づき判定することになる。
  - (1) 「発達障害」については、「たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。また、発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」こととされ（第7節・2・E・(2)）、各等級に相当すると認められるものとして、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」を1級、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」を2級と例示する（第7節・2・E・(3)）。

また、「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。」とされている（第7節・2・E・(4)）。

- (2) これを本件児童についてみると、本件診断書の記載によれば、「発達障害関連症状」欄（別紙1・8）の「現在の病状又は状態」には、「相互的な社会関係の質的障害、言語コミュニケーションの障害、限定した常同的で反復的な関心と行動、その他（多動・衝動）」と、その状態については「集団は苦手、社会性コミュニケーションが苦手。多動性、衝動性が見られている。集中力がない。」と記載され、「精神症状」欄（別紙1・10）には、「自閉、不安」と、その状態については「不安が強くて、落ち着かない。」と記載され、「問題行動及び習癖」欄（別紙1・11）には「興奮、拒絶、自傷」と、その状態については「反抗的で拒絶的行動。興奮すると自傷行為も見られる。暴力的にもなる。パニックになると刃物を持ち出す。他人の家に入り込むことがある。警察に保護されることがある。」と記載されているものの、「意識障害・てんかん」欄（別紙1・9）には記載がない。

また、「日常生活能力の程度」欄（別紙1・13）については、「食事」については「自立」と、「洗面」及び「入浴」については「半介助」と、「排泄」については「おむつ必要」、「衣服」については「ボタン不能」、「危険物」については「全くわからない」と、「睡眠」については「時々不眠」と記載され、日常生活への適応に当たって、「要注意度」は「随時一応の注意を必要とする」（別紙1・14）程度にとどまっていることが認められる。

そうすると、本件児童が発達障害を有するとしても、「社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とする」（1級）とまでは判断し難く、本件児童の障害の程度は「社会

性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」(2級)に該当するものと認められる。

- (3) 上記(2)で検討した内容を踏まえて判断すると、本件児童の障害の程度については、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」(1級)に至っているとまでは認められず、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」(2級)に該当するものと認められる。

そうすると、審査医が本件診断書の記載内容から、本件児童について、「知的障害については、軽度に保たれている」、「意識障害、精神症状、問題行動が少ない」ことから、政令別表に定める障害等級2級に該当すると判断した上で、年齢や障害の程度について変動の可能性等を勘案し、有期期限を1年とした審査結果は不合理なものとは認められず、処分庁が、当該審査結果に基づいて本件児童の障害の程度を、法2条1項及び政令別表に規定する障害等級を2級、有期期限を1年として、請求人に対して、本件児童を支給対象障害児とする手当の受給資格を認定(更新)した本件処分を変更すべきものとは認められない。

- 3 請求人は、上記第3のとおり主張し、請求人に係る手当の受給資格について、有期期限を2年以上とするよう本件処分の変更を求めている。

しかし、前回認定が有期期限3年であったとしても、認定要領によれば、精神疾患(知的障害を含む)については、原則として障害認定を行った日からおおむね2年後に再認定を行うとしつつも、必要な場合には適宜必要な期間を定め、再認定を行うとされていることから(上記1・(3))、審査医が、本件診断書を基に本件児童の年齢や障害の程度について変動の可能性等を勘案し、本件児童を支給対象障害児とする請求人に係る手当の受給資格につき、有期期限1年と判断したことを不合理なも

のと認めることはできず、処分庁が、審査医の判断を基に請求人に係る上記手当の受給資格を有期期限1年と認定した上でなした本件処分を変更すべきものとは認められない。

また、処分庁が、請求人に対して本件処分通知書とともに、審査医コメントが付された「特別児童扶養手当 有期更新に伴う認定診断書について」を送付し、同コメントに「次回有期更新に係る診断書の内容によっては非該当となる可能性があります」と記載されていたとしても、当該記載自体は、将来、本件児童の障害の程度が政令別表に定める程度に該当しなくなる可能性を示唆しているに止まるものであり、本件処分の適否を左右するものとは認められない。

したがって、請求人の主張をもって、本件処分を変更することはできないというほかない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2(略)